

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンス」を、企業価値を継続的に向上させることを目的とした、企業経営を規律するための仕組みと捉えております。すべてのステークホルダーに対して経営の透明性・公正性を確保することを目的として、業務の適正性を確保するための必要な体制を整備しております。

当社は、限りある経営資源を有効に活用し、高い成長を実現することで企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定のための仕組みを構築することを基本方針とし、かつ、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針です。

また、「お客さま」「従業員」「取引先」「株主」「社会」等のすべてのステークホルダーの利益に配慮のうえ、「健康に前向きな社会を創り、人類のポテンシャルを引き出す。」というミッション達成のために、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の最大化の実現に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中西 裕太郎	2,005,400	26.47
株式会社Anchor	585,000	7.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	336,900	4.45
株式会社アカツキ	293,900	3.88
日本証券金融株式会社	272,300	3.59
豊島株式会社	248,800	3.28
野村信託銀行株式会社(投信口)	224,100	2.96
PARAMOUNT BED-SBI Healthcare Fund 1号投資事業有限責任組合	156,800	2.07
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーション部長 角田 武士)	140,900	1.86
HIRAC FUND1号投資事業有限責任組合	135,700	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 補足説明

株式会社Anchorは当社代表取締役中西裕太郎の資産管理会社であり、その議決権は当人が保有しております。また、所有株式数の割合は、少數点以下第3位を四捨五入して計算しております。

3. 企業屬性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	8月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

### [取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
猿渡 歩			猿渡歩氏が代表を務めるEAコンサルティング株式会社と当社の間で、2021年8月1日から2023年4月27日まで、主にD2C事業全般の事業成長に関するアドバイザリー業務及び商品・サービスの販売促進に関するマーケティング支援を目的とした業務委託契約を締結しております。本契約に基づく取引額は当社の財務規模に照らしても小規模되었습니다。なお、上述の期間以降、当該取引関係は解消しており、当社経営からの独立性が確保されているものと判断しております。	経営者としての経験と小売業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等により、当社の経営全般に対する助言が期待できるため、当社の社外取締役として招聘いたしました。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。
石田 和也				長年に渡る証券会社での勤務経験を通じて培った経験・見識からの視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営の監督の強化のほか、社労士としての専門性を有していることから、労務の専門的な見地からも監査等委員監査の強化を図ることができるとの判断し、当社の監査等委員である取締役として招聘いたしました。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。
降幡 武亮				長年に渡る証券会社での経験を通じて培った証券会社でのコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識を有していることから、当社の監査等委員である取締役として招聘いたしました。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。
酒井 温子				公認会計士及び税理士としての専門的見識と豊富な経験により、当社取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待できることから、当社の監査等委員である取締役として招聘いたしました。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行います。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と相互に監査計画の説明を行うことで情報を共有しております。また、定期的に情報を共有する場を持ち情報交換を行うことで、各監査の状況を相互に共有して緊密に相互連携を図り、効果的に監査を実施できるよう努めています。

具体的な三様監査の連携状況は以下のとおりであります。

- ・内部監査人は常勤監査等委員と月1回、定例会議を設け認識の共有を図り緊密な連携を保持しております。また、監査等委員は店舗・物流倉庫等への実査において、必要に応じて内部監査人の意見を聴取する等連携を図っております。
- ・内部監査人は、主に会計に関する事項及び内部牽制に関する事項について、適宜、会計監査人と意見交換を行い、会計監査人の見解を聴取するとともに必要に応じて意見を申し述べ、緊密な連携を図っております。
- ・監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人からの監査状況の報告の場を設け、会計に関する事項はもちろん、幅広く諸事項について会計監査人の意見を聴取するとともに必要に応じて意見の調整を図り、緊密な連携関係の構築に努めています。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	1	0	0	社外取締役

### 補足説明

2025年3月31日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問委員会として「報酬委員会」を設置することを決議しております。本委員会の設置目的は、取締役の報酬に関する意思決定に独立役員である社外取締役が関与することにより、その意思決定手続きの客觀性と透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とします。

当委員会の役割は、主に以下の事項についての取締役会への答申であります。

- (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系・方針に関する事項
- (2)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等に関する事項
- (3)取締役の報酬限度額に関する事項
- (4)その他取締役会が必要と認めた事項

なお、報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役といいたします。また、委員長は、独立社外取締役である委員の中から選定します。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

### その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が示す独立役員の独立性に関する判断基準を参考に独立役員を選任しております。上記判断基準に基づき検討した結果、猿渡、石田、降幡、酒井の4名が独立性を備えていると判断できることから、独立役員として届け出ています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動報酬(金銭報酬)の導入及びストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び執行役員を含む従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の記載はしておりません。

取締役(社外取締役を除く)及び社外取締役の報酬は、それぞれ区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1. 基本方針

当社は、中長期視点で経営に取組むことが重要であると考えております。そのため、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下単に「取締役」という。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬水準及び報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、取締役の役位及び職責、優秀な人材の獲得やリテンションのための報酬水準、並びに、業績の向上及び株主利益の追求の動機付けとなる報酬体系を踏まえた適正な水準及び体系とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役に対する報酬は、基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬(金銭報酬)、及び株式報酬(非金銭報酬たる譲渡制限付株式)により構成し、社外取締役に対する報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)及び株式報酬(非金銭報酬たる譲渡制限付株式)により構成します。報酬)、及び株式報酬(非金銭報酬たる譲渡制限付株式)により構成し、社外取締役に対しては、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)により構成します。

#### 2. 基本报酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬として、月例で固定された基本報酬を支給し、基本報酬の額は、直前期の売上高成長率及び営業利益、各取締役の役位、功績及び貢献度等の要素を総合的に勘案して決定します。

#### 3. 業績連動報酬(金銭報酬)の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動金銭報酬は、売上高、営業利益、事業投資の必要性、将来の投資計画等を踏まえた業績指標を定めた上で、当該業績指標の達成度に応じて予め定める金額を支給することとします。

#### 4. 株式報酬(非金銭報酬たる譲渡制限付株式)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬(非金銭報酬)は、譲渡制限付株式とします。当社の業務執行取締役を対象として、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与するものとします。

#### 5. 金銭報酬の額又は株式報酬の額における取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、当社の業績、取締役の役位毎に期待される職責及び貢献度に応じた適切なインセンティブとなること等を考慮して決定します。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の金銭報酬の額及び株式報酬として付与する譲渡制限付株式の個数は、取締役会決議による委任に基づいて、報酬委員会の答申を踏まえた上で、代表取締役社長が決定します。

### [社外取締役のサポート体制]

当社は、社外取締役をサポートする専従のスタッフを配置しておりませんが、経営企画部が社外取締役への連絡等のサポート業務を行っております。取締役会において充実した議論が行われるように、取締役会の議案及び資料等を十分に検討する時間を確保すべく可能な限り早期の配布に努めています。なお、特に重要性の高い議案につきましては、担当取締役又はコーポレート本部長から社外取締役へ事前相談を行うことにより各々の社外取締役の意見を反映させてあります。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。取締役会が迅速かつ適正に重要業務の執行の決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外取締役で構成される監査等委員会は公正かつ独立の立場から監査しています。さらに、当社社内のガバナンスを強化する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、当社では経営の意思決定、監督機能と業務執行の分離及び迅速な業務執行を図るために、執行役員制度を導入しております。

#### ・取締役会

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則して重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。

#### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は社外取締役3名からなり、監査等委員会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。監査等委員会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を随時開催しております。また、監査等委員は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、重要拠点を往査し業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監査しております。さらに、会計監査人及び内部監査室の内部監査担当者とは定期的に情報を共有する場を持ち、各監査の状況を相互に共有して連携を図っております。なお、管理基盤部が所属するコーポレート本部を監査する際は、内部監査責任者をテクノロジー本部長とし、公正・中立な内部監査を行う体制しております。

#### ・内部監査室

当社は専門の部署として内部監査室を設置しており、内部監査室長及を配置しております。全部署を対象として監査を実施しており、計画的かつ網羅的に監査する体制を構築しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて、適正に運営されているかについて監査を行い、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役社長及び監査等委員にも回付しております。報告の結果、改善の必要がある場合には監査対象部署に改善指示をしております。

#### ・リスク・コンプライアンス委員会

当社はリスク・コンプライアンス規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、社内取締役、執行役員、本部長、及び委員長が指名したもので構成され、当社のコンプライアンス全般について責任を有しており、また、当社のリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化に関して責任を有しております。リスク・コンプライアンス委員会は年に2回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

#### ・会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されているとともに、会計上の課題について適時協議を行い、適切な会計処理に努めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役(監査等委員を除く。)3名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の6名で構成される取締役会設置会社であり、かつ監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成される監査等委員会を設置する監査等委員会設置会社で

あります。経営の最高意思決定機関である取締役会において議決権を持つ監査等委員である取締役がいることによって、監督機能が強化されることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分に牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制が可能となると判断しております。

また、監査等委員会の構成員である3名全員が社外取締役であり、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

### 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算であるため、株主総会の設定月は6月の集中日を回避できております。より多くの株主の皆様が出席しやすいような株主総会日程を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で招集通知(要約)の英文での提供予定はありませんが、事務負担、費用及び今後の外国人株主の割合等を総合的に勘案し、検討してまいります。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR専用ページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けにオンライン等で定期的に説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けにオンライン等で定期的に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的説明会を開催 海外投資家の比率等を勘案のうえ、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR専用ページにてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員コーポレート本部長を推進責任者として、経営企画部においてIR活動を行ってまいります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示規程」に基づき、ステークホルダーに対して経営方針、事業活動、財政情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切な情報提供を行ってまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は創業以来、「健康に前向きな社会を創り、人類のポテンシャルを引き出す。」をミッションに人類のコンディショニング課題に取り組んであります。その中で「地球のコンディショニング」が悪化した場合、当社が掲げるミッションの実現が後退するおそれがあると考えてあります。そのため、当社では環境負荷を軽減すべく、サプライチェーン全体における環境負荷の軽減に努めています。</p> <p>具体的には、一部商品の包装材料を、従来のプラスチック素材から、外装の構成材質に紙を50%以上使用した紙素材に切り替えております。この取組みにより、原材料調達や製造工程におけるCO2排出量の削減を実現しました。また、商品の輸送に当たっても、可能な限りコンテナの充足率を高め、商品の移動距離を削減する拠点配置を進める等、CO2排出量の削減に取り組んでいます。</p> <p>当社では、現在、具体的な目標値は定めておりませんが、引き続き環境負荷軽減推進を行う中で指標や目標の設定要否について検討してまいります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	<p>当社は、ステークホルダーに対して適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しており、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて積極的に情報提供を行ってまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、内部統制システムの整備に取り組んでおり、取締役会で決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に則して整備した体制に従って運用しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となるという認識のもと、倫理観をもって行動することを徹底します。監査等委員会は、取締役の職務執行が法令等に適合していることについて毎期確認を行います。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行(使用人の行為に関するものを含む。)に係る情報は、社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。なお、取締役は、これら文書等を常時閲覧することができます。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備することにより、責任体制及び意思決定手続を明確にし、経営全般のリスク管理を図ります。

リスク・コンプライアンス規程等の基準又は社内規程を定め、事業で発生するリスクの把握と早期発見及び損害の拡大防止の徹底を図ります。

リスクが顕在化した場合には、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を中心として、損害の拡大を防止しそれを最小限に留める体制を整えてあります。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な事項を決議するとともに取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督を行います。

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。また、適切な権限の移譲及び部門間の相互牽制機能を備えた職務権限規程を制定します。

#### 5. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の業務を補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は、監査等委員会がそれを指定します。また、内部監査担当者は、監査等委員会に協力します。

#### 6. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び部門長は、

(i)当社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

(ii)当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの

(iii)法令、企業倫理、コンプライアンス、定款、その他の社内規程に違反したもの、又はその恐れのあるもののうち、重大なもの

( )その他(i)～(iii)に準ずる事項

について、発見次第速やかに監査等委員に報告するものとします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

監査等委員に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員に対し不利な取扱いを行いません。

重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供するものとします。

#### 7. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査等委員は代表取締役、内部監査人と定期的に情報・意見交換を実施します。

監査等委員が必要と判断した場合には、監査等委員はすべての重要会議に出席することができます。

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について必要な費用は、監査等委員の請求により、当社は速やかに支払います。

#### 8. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当請求は断固として拒絶します。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営企画部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整備します。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを謳っており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社における方針・基準等については「反社会的勢力対応規程」に定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて、繰り返しその内容の周知徹底を図っています。また、毎年外部の講師を招き、当社のすべての役員、従業員を対象に反社会的勢力との関係の遮断に関する研修会を開催しております。これらのように、当社及びすべての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。

社内体制として、コンプライアンスに係る会議体としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に対する業務を所管する部署は経営企画部としております。また、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談等実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力等対応マニュアル」を整備しております。なお、取引開始に先立つ調査で懸念が残る場合には、詳細な調査を実施し、当該調査を以てしても懸念が解消されない場合は取引自体を承認しないこととしております。さらに、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設ける等、その徹底を図っております。

当社では、新規取引先、既存取引先、株主、役員、従業員等に対して、反社会的勢力チェックを行っております。

## その他

### 1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

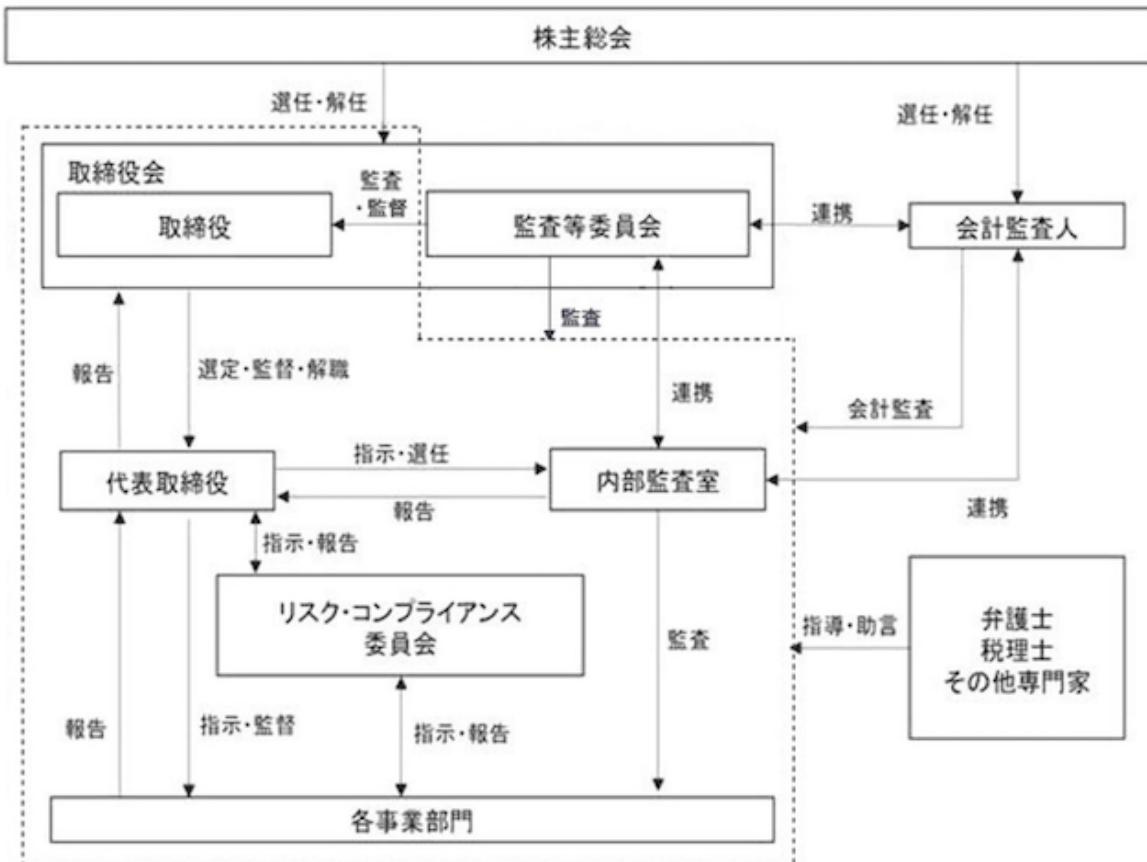
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社事業における顧客の満足度向上を図ること、そして経営統治機能を有効かつ効率的に運用することによって、健全に事業を継続していくことが株主価値及び企業価値の向上につながると考えております。その実現のため、当社は経営統治機能としてコーポレート・ガバナンスの強化を最重要経営課題のひとつとして認識し、今後もより一層経営及び業務執行の健全性の保持・向上、透明性の確保、効率化による持続的成長を目指した経営管理体制の強化に取り組んでまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



情報開示  
(証券取引所・当社HP・報道機関等)

